

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 2 4 号

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成20年小牧市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「通知する」の次に「ものとし、不適當であると認めた場合は、申請者に補正を命じ、又は当該申請を却下する」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第24条の規定によりごみ集積場の設置をしようとする者は、同条の協議の内容を記載した協議報告書（様式第5の2）を、前項の申請書に添付しなければならない。

第15条の見出し中「廃棄物の保管場所」を「ごみ集積場」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「保管場所」を「ごみ集積場」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）ごみ集積場は、条例第24条の協議の内容を遵守するものであること。

第15条に次の1項を加える。

3 条例第24条の協議は、当該共同住宅に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請その他これに類する手続の前に行うものとする。
様式第5の次に次の1様式を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第 14 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成 19 年小牧市条例第 21 号）第 24 条の協議を開始した共同住宅について適用し、同日前に同条の協議を開始した共同住宅については、なお従前の例による。